

## 平成28年白老町議会議案説明会会議録

平成28年12月 9日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時02分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明
- 

### ○出席議員(14名)

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大渕紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

---

### ○欠席議員(なし)

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克己君
企画課長	高尾利弘君
地域振興課長	高橋裕明君
生活環境課長	山本康正君
経済振興課長	森玉樹君
町民課長	畑田正明君
農林水産課長	本間力君
建設課長	竹田敏雄君
税務課長	久保雅計君
健康福祉課長	下河勇生君
上下水道課長	工藤智寿君

学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
高 齢 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
経 済 振 興 課 港 湾 室 長	赤 城 雅 也 君
消 防 長	中 村 諭 君
町 立 病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
予 防 課 長	笠 原 勝 司 君

---

**○職務のため出席した事務局職員**

事 務 局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

---

### ◎開会の宣告

**○議長（山本浩平君）** それではこれより定例会12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

**○議長（山本浩平君）** 定例会12月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算6件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、指定管理者の指定4件、財産の無償譲渡1件、協議会の廃止1件、協定の締結1件、人権擁護委員の推薦2件、報告1件、合わせて19件であります。順次、議案の説明をいただきたいと思えます。

日程第1、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第10号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克己君）** 議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第10号）の説明をいたします。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ5億1,916万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ総額99億116万8,000円とする補正でございます。そのほか債務負担行為の補正、地方債の補正がございます。また今回補正予算の中で特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当する事業の変更がございますので、これにつきましては別紙説明資料ということで資料添付させていただいておりますが、先に中の補正予算の説明をさせていただき後ほど添付の資料についてふれたいと思えます。

それではページをお開きいただいて「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、1歳入、2歳出は共に記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

続きまして4ページの「第2表 債務負担行為補正」、今回は変更になりますが、情報システム保守点検に係る業務委託で家屋評価システムの保守業務委託になります。当該システム更新に伴いパソコンを購入する予定でしたが、経費削減のためにこれを取りやめることとし、他の事業にて購入するパソコンにシステムをのせることとしたことにより、開始時期を遅らせたことから終了時期もこれに合わせて33年12月31日とし、限度額につきましても153万9,000円に変更するものでございます。

「第2表」となっておりますが「第3表」の誤りでございますので後ほど差しかえをさせていただきたいと思えます。申しわけございません。今回の地方債補正につきましては、白老町防災対策推進事業と白老中学校校舎棟大規模改修事業、この2本の変更でございます。これにつきましては歳出のところの説明させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をいたします。16、17ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、職員管理事務経費22万4,000円の計上でございます。職員採用試験業務委託料でございますが、新規職員の採用につきましては優秀な人材を確保することが必要であります。特に近年精神的な疲労やストレスから不調を訴える職員が増加傾向にある

ことから、ストレス耐性有無を見極めることなども含めた一般性格診断検査及び事務適性検査を本年度の採用試験から導入しております。本年9月に実施した採用試験に係る本検査の経費は流用で対応いたしました。来年1月に再募集のための試験を実施する予定であることから、これに係る経費14万6,000円を計上するものでございます。また、これまで自前で作成しておりました追加試験に係る教養試験問題についても合わせて委託して実施する考えであり、この経費7万8,000円を計上するもので合わせて22万4,000円の計上でございます。

続きまして光ネットワーク管理経費140万4,000円の増額でございます。本町所有の光ケーブルの電柱の移設に伴うかけかえ修繕料が、今後の移設の見込みから不足するため20本分の140万4,000円を追加計上するものであります。なお、この財源であります光ネットワーク回線貸付料は基礎となる加入者数の増で140世帯分、145万1,000円を見込み、ここから修繕料の全額を充当し残りの4万7,000円は13款給与費の職員等人件費に充当するものでございます。

続いて情報セキュリティ強化対策事業253万円の計上でございます。本事業は本年定例会3月会議に上程し28年度に繰り越して実施している事業であります。セキュリティ強化対策としてL G W A Nとインターネットの切り離しの作業の業務委託、基幹系のU S Bデータの管理に係る備品購入及び指紋認証を取り入れるための備品購入で、合わせて1,303万1,000円を計上したものでございます。今回の補正は繰越し事業で実施したL G W A Nと分離したインターネットを強固なセキュリティ対策を講じて利用するにあたり、総務省の要件に沿ったセキュリティ装置の構築は行わず、北海道が総務省の要請を受け道の第三セクターである株式会社H A R Pに委託して構築された北海道情報セキュリティクラウドに参加し、H A R Pのクラウドを通して道内の市町村が安全にインターネットを利用するというもので、来年3月からの利用に係るひと月分の経費を計上するものであります。12節の役務費、1万6,000円はセキュリティクラウド利用のための回線使用料でございます。13節の委託料、74万6,000円は高齢者見守りシステムのメールサーバーの移設に伴う見守りサーバー側の設定変更に係る委託業務でございます。14節の使用料賃借料176万5,000円についてはセキュリティクラウドの参加に合わせて総務省の要件である無害化転送装置の利用、W E BメールサーバーH A R P側の集約、インターネット閲覧用の仮想端末構築を実施するためのものでございます。19節の負担金3,000円についてはセキュリティクラウド参加のため2,700円を納入するものであります。なお、財源につきましては一般財源となります。

次に5目財政管理費、財政事務経費135万円の増額補正でございます。ふるさと納税者に対する受領証明書等の発行を業務委託することとし、本年定例会6月会議において補正予算を計上してございますが、今後の寄附件数の増を見込み1万5,000件分の経費を計上するものでございます。一般財源でございますが、ふるさと納税寄附金分として充てるものでございます。

次に7目財産管理費、財産管理事務経費2万2,000円の計上でございます。象徴空間整備における土地の売買に関し財産管理委員会を開催することから、これに要する1回分の経費として委員等報酬及び旅費弁償を計上するものでございます。財源につきましては一般財源です。

次のページでございます。合板・製材生産性強化対策事業192万9,000円の増額補正でござい

ます。本事業は国の補助金を活用して北吉原町有林の間伐と林業専用道路を新設する事業として定例会6月会議において一般会計予算（第2号）で計上し事業に着手しておりますが、林業専用道路工事の設計業務につきましては、胆振総合振興局林務課の指導を受けるとともに、当局の積算システムを活用させていただき積算しております。しかしその積算にあたりまして、町はこれまでの土木工事の事例から積算単価に道路部分にかかる伐採の処理経費が含まれているものと認識しておりましたが、振興局の見解として伐開処理費は補助対象とならず、自治体単独で積算計上しないとならないものとし、当局の積算システムに伐開処理に対する経費が含まれていなかったことが判明しました。このことから不足分192万9,000円を補正するものであります。なお追加経費に係る財源につきましては一般財源となります。

2項徴税費、1目賦課徴収費、賦課事務経費24万9,000円の計上でございます。来年2月からの町が行う確定申告の手続きから、申告書のほかマイナンバーカードの写し等を貼付した本人確認のための帳票の添付が必要となります。そのためお客さんの待ち時間の解消と業務の効率化を図るため、申告会場で即座にカード等を確認し帳票を作成できる本人確認機器1台を購入するものであります。購入にあたっての財源は個人道民税徴収委託金を充当することが可能であることから、当初予算で職員人件費に充当していた財源をこちらに振り替えるものとしたします。

続きまして5項2目指定統計費でございます。指定統計事務経費、本年度の指定統計事務に係る道支出金の統計調査委託金が確定したので、この歳入増分の1万4,000円を全額電話料、郵便料に振り替えて支出するものでございます。

続きまして3款民生費、1項1目社会福祉総務費、町民生活事務経費10万円の計上でございます。8月の台風10号により家屋が全壊となった被災者に対し、白老町災害弔慰金等支給要綱に基づき災害見舞金を支出するものであり財源は一般財源でございます。

2目老人福祉費、後期高齢者医療制度運営経費618万6,000円の計上でございます。後期高齢者医療給付費に係る療養給付費負担金でございますが、今年度分の額の決定により当初決定額から337万9,000円減額となるとともに、27年度の精算額が956万4,812円となったことから合計で618万6,000円を増額補正するものでございます。財源につきましては一般財源になります。

次に後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。301万円の減額補正でございます。広域連合負担金のうち保険料軽減分につきましては28年4月1日での被保険者数による軽減対象が確定したことから181万5,000円の減、広域連合の運営に係る事務費分については27年度負担金の精算により119万5,000円の減となっております。財源は道費が136万2,000円の減、一般財源が164万8,000円の減となります。

続きまして3目身体障害者福祉費、障害者自立支援給付費4,055万2,000円を増額補正でございます。当初予算で見込んだ額に対し本年4月から11月分の実績から年間見込み額を算出し、不足分を増額補正するものであり、厚生医療費扶助が473万4,000円の増、療養介護医療費9万1,000円の増、障害者介護給付費1,125万5,000円の増、障害者施設訓練等給付費1,747万2,000円の増となっております。財源は国費が2,027万5,000円、道費が1,013万6,000円、一般財源が

1,014万1,000円を充当するものでございます。重度心身障害者医療費給付費、医療費の給付に係る取扱い手数料及び診察手数料につきましては、実績見込み額に対する不足分として21万7,000円を増額するもので財源は道費が10万8,000円、残り一般財源でございます。地域生活支援事業経費、日常生活用具等給付については実績見込み額に対する不足分として139万8,000円を増額するもので、財源は国費69万9,000円、道費34万9,000円、一般財源35万円を充当するものでございます。

4目乳幼児福祉費、乳幼児等医療費助成経費5万2,000円の計上でございます。医療費の給付に係る取扱い手数料について、実績見込み額に対し不足分として5万2,000円を増額するもので財源は道費2万6,000円で残りは一般財源でございます。

6目総合保健福祉センター管理運営費、総合保健福祉センター管理運営経費75万2,000円の計上でございます。センター内のデイサービスセンターの自動ドア2カ所が故障したことから、駆動モーター等の交換を含め修繕料として75万2,000円を計上するものであります。財源につきましては一般財源となります。

8目アイヌ施策推進費、民族共生象徴空間整備促進・活性化事業33万4,000円の計上でございます。旅費の増額補正でございますが、町長が委員に選任されている象徴空間の整備・管理運営に関する一体的な検討体制全体会議に出席する回数が増加したこと、さらに2020年に開催される東京オリンピック開会式において、アイヌ文化を世界に発信するため内閣官房アイヌ総合政策室からの依頼により、オリンピック大会組織に対する要望活動のための旅費を計上するものでございます。財源につきましては一般財源でございます。民族共生象徴空間周辺整備事業16万2,000円の計上でございます。ポロト地区における温泉施設等の整備については、民設民営として事業者募集を行うこととしておりますが、事業用地を売却した場合の価格を算定するにあたり不動産鑑定を実施するものでございます。財源につきましては一般財源であります。

2項3目ひとり親家庭等福祉費、ひとり親家庭等医療費給付費68万4,000円でございます。医療の給付に係る取扱い手数料及び審査手数料並びに医療費扶助料について、実績見込み額に対し不足分として68万4,000円を増額するもので財源は道費が34万2,000円、残りは一般財源でございます。

4款環境衛生費、2項3目火葬場費、白老葬苑除雪機購入事業32万4,000円の減額補正でございます。除雪機購入で入札差金32万4,000円を減額するものであります。これに伴う財源は国費の特定防衛施設周辺整備調整交付金が25万円の減、一般財源が7万4,000円の減となるものであります。

5款労働費、1項2目経済センター施設管理費、しらおい経済センター施設管理経費37万8,000円の計上でございます。多目的ホール内の火災報知器設備が故障したことから、煙感知器12個を交換するために修繕料として37万8,000円を計上するものであります。財源につきましては一般財源となります。

7款商工費、1項1目商工振興費、中小企業振興資金貸付金1,000万円の減額補正でございます。当初予算で2,000万円を預託することとしておりましたが、実績を踏まえ1,000万円減額す

るもので財源の貸付金、元利収入につきましても同額減ずるものでございます。特産品PR事業1億5,767万1,000円の計上でございます。ふるさと納税の増加に伴い、謝礼品費とシステム運用業務委託料を増額するものでございます。11月から来年3月までの納税額を2億6,300万円と見込み、寄附謝礼1億2,311万9,000円、運用委託料3,455万2,000円をそれぞれ計上いたします。なお財源につきましては10月、11月分のふるさと納税指定寄附分2,974万3,000円のうち、おおむね半分の1,486万7,000円を経費分として充当し、残り1億4,280万4,000円は一般財源であります。ふるさと納税一般寄附分を見込みます。中小企業経営安定化支援事業3,200万円の計上でございます。本事業に係る貸付額が当初見込みを上回る見込みであることから、総額1億5,000万円の貸付けを見込み預託額を3,200万円増額して1億円として事業を実施するものであります。財源は同額貸付金、元利収入を充当するものであります。

8款土木費、1項1目土木総務費、土木施設管理事務経費64万8,000円の計上でございます。字竹浦町道竹浦1号通りの道路用地の一部が隣接する民地にかかっていることが判明し、所有者と協議の結果、道路部分を寄附していただくこととなったことから、当該用地分を分筆するための測量経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。

2項1目道路維持費、道路施設維持補修経費615万6,000円の増額でございます。今後の修繕箇所の見込みを考慮し、町道トラフ清掃等のほか道路縁石やグレーチングの補修、これにかかる重機借り上げ料と道路維持補修用資材費を増額するものであります。財源は一般財源となります。

4項2目港湾建設費、港湾機能施設設備事業特別会計繰出金635万5,000円の計上であります。港湾会計の財源不足分を一般会計から繰出すものであります。上屋海側のシャッター1カ所が老朽化による腐食等で動かない状況となり現在は使用できない状況であるため、これを全部交換する経費分全額を繰出すものであります。財源は一般財源であります。

5項1目都市計画総務費、公共施設サイン設置事業14万5,000円の減額でございます。入札差金により14万5,000円の減となり、財源についても特定防衛施設周辺整備調整交付金が5万円、公共施設整備基金繰入金9万5,000円の減額となるものでございます。

3目公園費、公園施設維持補修経費12万円の計上でございます。公園施設の今後の修繕見込みから不足分12万円を増額補正するもので財源は一般財源でございます。

9款消防費、1項1目常備消防費、職員訓練研修経費27万3,000円の計上でございます。国立アイヌ民族博物館の建設に伴い消防法令に基づく消防設備等の許認可事務が開始されますが、特殊な消防設備等の選定にあたり国及び設計業者から消防本部に対し指導や助言などの早期対応を求められております。このことから国の施設に対する着実かつ正確な対応をすべく九州国立博物館を管轄する消防本部の事前調査及び博物館の現地視察を実施することとし2名分の旅費を計上するものであります。財源は一般財源であります。消防本部ボイラー施設修繕事業、補正額はゼロでございます。財源振り替えでございますが当施設の修繕について、新たに修繕費用分の一部として24万3,000円を国で追加負担することになったことからこれを受けるものといいたします。ただし当初充当していた特定防衛施設周辺整備調整交付金との併用ができない

ことから、充当分の100万円は減額して他の事業に振りかえるものとし、新たに一般財源の75万7,000円を充当するものでございます。消防用資機材整備・更新事業、再見積もりにより7万6,000円を減額し財源については特定防衛施設周辺整備調整交付金が5万円、公共用施設整備基金繰入金金が2万6,000円の減額とするものであります。

4目災害対策費、白老町防災対策推進事業、これにつきましても財源振り替えでございすが、本事業は主に災害時の備蓄品の購入事業でございすが、充当財源は道補助金のほか過疎債のソフト分として440万円を充てることにしておりましたが、最終的に北海道から適債性が認められないと判断されたことから全額一般財源に振り替えるものでございます。

10款教育費、1項5目諸費、各小中学校網戸設置事業489万3,000円の計上でございます。新規事業でございすが、児童生徒に対する学校施設の環境改善を図るため白老中学校以外の小中学校の教室約170カ所に網戸を設置する工事であります。財源は国費の特定防衛施設周辺整備調整交付金460万円を充当するものであります。

次に3項1目学校管理費、中学校施設整備事業2億3,619万3,000円の計上でございます。本事業は学校施設の環境改善を図るため、白老中学校校舎の大規模改修を実施するものであります。改修の主な内容は校舎の屋根及び外壁塗装及び窓ガラスの取りかえと内部につきましては床の全面張りかえ、内壁塗装、暖房機器の取りかえでございすが、また生徒用トイレも男女とも全て洋式化するものでございすが、工事事業費は2億3,541万4,000円のほか、その他打合わせ等の事務費を計上しております。財源につきましてもは国庫負担金として学校施設環境改善交付金を事業費の3分の1の6,428万2,000円、残りは充当率100%の補正予算債1億7,090万円で交付税措置は50%でございすが、さらに入札による補助割れを考慮し一般財源111万円を充当いたします。なお財源の国庫負担金は次年度繰越となるため、本事業についても29年度に繰り越して事業を行う予定でございすが、

5項2目公民館費、公民館管理運営経費81万円の計上でございすが、白老中央公民館の線路側のブロック塀が老朽化により一部が崩れ崩壊部を復旧したとしても、今後崩壊する危険性があることから塀の全てを撤去するとともに、盛土部分も撤去してならず工事になります。財源は一般財源であります。

3目図書館費、図書等購入経費10万円の計上でございすが、図書購入資金としての指定寄附があったことから計上するものでございすが、

6項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ団体支援事業経費180万2,000円の計上であります。児童生徒の文化活動及びスポーツ大会派遣費等助成要綱に基づき、派遣費の一部を助成する経費を増額補正するものであります。白老中学校野球部が7月に開催された第33回全日本青少年軟式野球北海道大会出場に対する助成金32万6,000円、白翔中学校野球部が10月に滝川市で開催された第13回北海道中学校軟式野球選抜選手権大会出場に対する助成金32万9,000円及び同野球部が来年3月に静岡県で開催される全日本少年野球春季野球大会への出場に対する概算助成金114万7,000円を助成することとし、現計予算額の不足分として180万2,000円を計上するものであります。財源は一般財源となります。



次のページ2目体育施設費、町民温水プール幼児及び児童用プール防水改修事業1,105万9,000円の減額補正でございます。当初予算1,580万1,000円を計上し、当該プールのFRP部分の全部を取りかえる工事を実施する計画でありましたが、経費が高額となることや工事期間中全館休館しなければならぬ影響を考慮し再度方法について見直し検討を行い、経費の大幅削減とともに全館休館せずに実施できる工法として、全部を取りかえずにビニールシートで覆う工法に変更し、474万2,000円で実施するものであります。なお財源は国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金を同額減ずるものでございます。

13款給与費、1項1目給与費、職員等人件費、財源振りかえであります。先ほども説明させていただきました道支出金の個人道民税徴収委託金マイナス24万9,000円と財産収入の光ネットワーク回線貸付料4万7,000円でございます。

次に14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金3,821万9,000円の計上でございます。文化振興資金積立金2万円につきましてはミュージックオフィス宮澤様から文化振興資金としてご寄附いただいたものでございます。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金については交付金が当初予算から348万1,000円増額され、2,948万1,000円となったこと、さらに温水プール改修事業などの充当事業の減額等により、一部は各小中学校の網戸設置事業に充当し、残り1,129万円を基金積立するものであります。また、特定防衛施設周辺整備調整交付金の基金積立につきましては、用途を特定して北海道防衛局の承認を得ることが必要であることから、新年度においては老朽化した移動図書館車を更新する予定でございます。なお特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する充当事業の変更につきましては先ほども申し上げましたとおり別途説明資料にて再度説明をさせていただきたいと思っております。

次にふるさとGENKI応援寄附金基金積立金2,690万9,000円につきましては、実績から指定寄附金の8月、9月分1,203万2,000円の全額と10月、11月分2,974万3,000円のうち、おおむね半分の1,487万6,000円、合計で2,690万8,000円を積み立てるものでございます。

戻りまして歳入のほうの一般財源の説明をさせていただきます。6ページ、7ページでございます。9款国有提供施設等所在町助成交付金、1項1目国有提供施設等所在町助成交付金でございます。28年度交付額の確定により268万円の減となり、交付額は2,890万円となるものでございます。

次に10款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、減収補てん特例交付金でございますが、交付額の確定により6万2,000円の減となり交付額は293万8,000円となるものでございます。

次に11款の地方交付税は後ほど説明させていただきます。

先に13ページの寄附金のところを先にご説明させていただきます。一般寄附金でございます。一般寄附金1億9,325万2,000円増額補正でございますが、内訳であります。定例会7月会議の一般会計補正予算(第4号)にて、ふるさと納税に係る特産品PR事業等の経費分として計上した4,909万8,000円の充当財源でありました前年度繰越金を今回一般寄附金に振り替えます。また、本補正にて計上したPR経費等の1億5,902万1,000円に対し指定寄附の経費充当分1,486万7,000円を差し引いた、1億4,415万4,000円を合わせて1億9,325万2,000円となります。この

ことから今回の補正予算で特産品PR経費等の財源につきましては全て、ふるさと納税寄附金で賄うこととなります。

お戻りいただきまして6ページ、7ページの11款地方交付税でございます。普通交付税でございますが今回の補正予算の歳出に対し一般財源は1億8,881万9,000円となりますが、ふるさと納税寄附分と予算書には出てきてございませんが、先ほど振り替えを説明いたしました前年度繰越金を充当することで、普通交付税計上額が169万1,000円の減額となるものでございます。このことから留保財源は1,964万6,000円となるものでございます。以上で予算書のほうの説明は終了し、最後に後ろについております説明資料、平成28年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業一覧というものをお開きいただきたいと思います。これらの事業名全てそれぞれの款のところで説明をさせていただきましたが、当初予算額に対し交付金がそれぞれ充当して合計で2,600万円を特定防衛施設周辺整備調整交付金充当するというので予算措置しておりましたが、今回12月補正につきましてそれぞれ交付金等を減額等いたしまして、大きいのはプール防水工事の減額が多いのですけれど、これの財源を今回小中学校の網戸設置事業と基金造成事業にそれぞれ充て、なおかつ348万1,000円増額交付されたことから最終的に補正後におきましては2,948万1,000円をそれぞれ交付金として充当するという変更でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。6番、氏家裕治議員。

**○6番（氏家裕治君）** 6番、氏家です。17ページ、光ネットワークなのですけれど、140世帯がふえたということで20本分の140万4,000円、この移設経費というのがあるのですけれど、今白老町で光ネットワーク、例えば虎杖浜の高台、右側の高台、昔のトンネルを過ぎた臨海ですが、あの辺までは光などは通っていなかったと思うのですが、あちらのほうには何かNTTのほうに申し入れして今後の対策を練っていくというのを昔聞いたような気がするのですが、そういった部分ではなくて、どの辺に光ネットワークの部分がふえたのかその辺を少し聞きたいのです。

**○議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

**○財政課長（大黒克己君）** この件につきましては、あくまでもNTTの光回線を引いている加入者世帯数です、それがサービスを提供している区域の中で1件当たり700円ということでNTTからいただくことになっているのですが、その加入件数がふえたということでございますので特にエリアを拡大したということではございません。

**○議長（山本浩平君）** 6番、氏家裕治議員。

**○6番（氏家裕治君）** 加入件数がふえたことによって環境もよりよくするために移設というか電柱、鉄塔をふやしたということで理解していいのですか。

**○議長（山本浩平君）** 岡村総務課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** 今の財政課長のほうからお話があったのは歳入として加入者がふ

えたということで、今お話があったように1世帯700円の使用料が入るということで50、60世帯分を補正させてもらったということです。もう一つは光ネットワークの管理経費として140万4,000円を計上しておりますのは、ケーブルを北電柱、N T Tの電柱に共架しているのです。それが北電柱というのはお客様の都合等によって電柱を移設したりするのです。それは私どものかけている部分としては移設に伴う工事費は私どものほうでも負担しなければならないということがありまして、その分が20本ほど今回見込まれて、それは不足しておりますので補正としてお願いしている内容であります。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） もう1回だけ聞かせていただきたいです。25ページのふるさと納税のところなのですが、P R事業で今回11月から来年3月までの間に2億6,000万という形で見込んでいます。11月から3月までの見込み額はわかりました。前回、前に説明受けたときに12月ぐらいに大きく納税額がふえるとという話を聞いていましたので、全体見込み額でいいのですが28年度の見込み額というのは大体これで見ますと2億6,000万のほかに、前に説明受けた部分含めて全体としてどのくらいを見込んでいますのかお伺いしたいのです。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今回の補正につきましては、今後11月から3月までに2億6,300万円と見込んで計上してございますが、これはあくまでも上限と申しますか確実にくる予想を立てて計上したものではありません。あくまでも予算不足にならない範囲で多めに計上しておりますので、単純にこれまでの分に2億6,300万をたして最終的に金額になるよということではございませんが、今の状況から申しますとおそらく3億円は上回るような金額で最終的に決算となるかなと現在の見込みは立ててございます。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 17ページの情報セキュリティ強化対策業務事業なのですが、先ほどの説明を聞いていましてセキュリティの情報強化対策業務というのはホームページに対してではなく内部業務に対してのセキュリティ強化と先ほど理解したのですが、例えばホームページで役場にメールしようと思ったらシャープみたいなのがついています。シャープをはずさないでメールできないような状態になっていたり、いろいろされているみたいなのですが、実際に今回のセキュリティ強化でどういうところをどのように強化されていくのかももう少しわかりやすく説明していただけますか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） わかりやすくということなのですが、わかりやすく説明できるかどうかなのですが、かなり高度なセキュリティ対策を取りなさいと国からきていまして、問題は日本年金機構の情報が漏れたということのを契機にして、自治体に対しても相当のセキュリティ対策を取って下さいという、そのための国からの補助金も出ているのですが、一つはマイナンバーを利用している事務があるのですが、例えば住民税のシステム、固定資産税のシステム

というようなシステム関係がマイナンバーを利用する基本系の事務といわれているものなのですが、その端末から、パソコンなのですが、パソコンから情報を持ち出しできないようにそういう設定をなささい、対策をなささいということが一つあるわけです。それがどういうことかという指紋認証をする。USBというパソコンに差し込むそういうものがあるのですが、そういうものも差し込めないようにする、受け付けない、そのような設定をする。マイナンバーを利用している事務のパソコンとそれからL G W A Nというそういう情報システムがあるのですが、L G W A Nは国と自治体のやり取りをする、自治体間がやり取りをするという情報システムなのです。その基幹系のマイナンバーを使うような事務と、L G W A Nとの事務とを分けなさいという、接続を分離しなさいということ。先ほど財政課長もお話ししましたがH A R Pという道が設立した第三セクターなのですが、そこが北海道の道内の市町村のセキュリティ対策を行うということで、名称は自治体情報セキュリティクラウドという名称なのですが、そこに構築して各町村が通してインターネットを使うという形にしていきなさいという内容なのです。対策を取りなさいということがありまして今回特に14款使用料及び賃借料というのはそれらの使用料、セキュリティクラウドというものを使用するための使用料を実は計上させてもらっている部分なのです。もう少し詳しくいうとどのようなものが使用料として払わなければならないのかというと、今いきましたとおりウェブサーバー、インターネットしていくためのサーバーを使わしてもらうという使用料です。もう一つはメールを行うためのサーバーを使うための使用料。その中で入ってくる情報データ自体ウイルス等が入っていたら困りますので、それを無害化するというそういうものであったり、L G W A Nの端末と私たちが使っているパソコンは現状はL G W A Nのメールも送れますし一般の企業等、個人の方たちとのメールのやり取りをできるように1つのパソコンで行なっているのです。それではだめだということですからL G W A NはL G W A Nで使うメールアドレスを持ちますし、一般の企業もしくは個人の方たちとのメールを行うためのメールアドレスを持つという形になるのです。インターネットでいろいろ調べたりするときは直接サーバーから見に行くということではなくて、一度道のH A R P構想のサーバーから見に行くということで、仮想デスクトップサービスそういうサービスを受けなければならないと、そういうセキュリティ対策と取るということで、さまざまないわゆる強化のセキュリティ対策を取っていかなくてはならないということで、今回使用料を計上させていただいております。前に情報のセキュリティ強化のことで何度か議会の中でもご質問等をいただいておりますが、これまでは町側のほうでセキュリティのためのファイヤーウォールを独自に導入してそれなりの対策を取っておりました。しかし前にもお話ししましたと思うのですがメールに添付されてくる添付のデータを開くことで、そのウイルスが入っていると感染してしまうということもあるということで、非常にその辺は悩ましい問題があった部分なのです。今回、道のH A R P構想の中に入っていくことによってサービスの中に入っていくことによって、一定程度のセキュリティ対策が取れるということで今回こういう形で国の要請もある中で対策を取っていくということであります。

**○議長（山本浩平君）** よろしいですか。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 非常によくわかりました。ただ今後使用料の賃借料が高くなっていく場合もあるのだらうと思うのですけれど、今までと違って白老町が責任もってこのセキュリティをやるのではなくて、道が中心となってやる新しい仕組みができてということですね。それで理解して安全でこれから安心して使えるなど理解してよろしいですよ。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） そのとおりです。今最大のセキュリティ対策を北海道が構築するシステムの中で本町も参加していくという内容になってございます。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 補足ではないのですが先ほど私の説明で修正をさせていただきたいと思います。歳出のところの29ページ、9款消防費の中で消防資機材整備・更新事業7万6,000円減額のところを財源のところでは特定防衛施設周辺整備調整交付金が5万円の減と、公共施設等整備基金繰入金2万6,000円の減と説明をしてしまいましたが、ここは基金の繰入れではなく一般財源の誤りでございますので申しわけございませんが訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 私から1点お聞きしたいのですが17ページの事務事業委託職員採用試験業務委託料、簡単に伺いますけれど、ペーパーでの適性検査をみて判断するための試験項目をふやすのか、面接時にプロのカウンセラーみたいな方をお願いしてその方に対する委託料なのか、その辺どういうものなのかわからなかったものですからお尋ねしたいと思います。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 一般性格診断検査ということでペーパーによる検査であります。検査の結果については紙で出てきますし分析されたものが出てくることになりますので、それをもとにしまして面接試験等で状況をみながら適正の状況を判断しながら面接をさせていただくという内容になっております。

○議長（山本浩平君） はい、わかりました。

1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。21ページの民族共生象徴空間整備促進の旅費なのですが、2020年のオリンピック開会式への要望活動ですが、ほかの自治体、北海道の連携はどのようになっているのか今聞いても大丈夫でしょうか。単独で行うのか、連携して行うのか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 私の聞き及んでいる範囲でございまして、今回の国の内閣官房アイヌ総合政策室と北海道アイヌ協会が中心となってこちらのオリンピックの組織に対して開会式の中で何が出来るのか、どういうものを作ってPRするのかと打ち合わせの中で今後要望活動も出てくるということで、そこの中に白老町も一緒に参加して協力的に要請をしていきたいということでやると聞いてございました。ただ、ほかの自治体がどう自治体が入るの

か私のほうでまだ聞き及んでおりませんので、それにつきましては今後のご審議の中で担当のほうから説明させるようにしたいと思いますと思いますがよろしいですか。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

それではこれをもって議案第1号の議案説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議2―1をお開き下さい。議案第2号でございます。平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ149万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,859万6,000円とする補正でございます。

続きまして2ページ、3ページをお開き下さい。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開き下さい。歳出、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、これにつきましては財源振り替えでございます。歳入の28年度の前期高齢者交付金額の最終確定と、歳出28年の前期高齢者納付金額の最終確定に伴う前期高齢者交付金の増額調整と、それに伴う国庫支出金の減額調整でございます。

次に3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金149万7,000円の減額補正でございます。これにつきましては支援金の28年度概算支払額が確定したことによる減額でございます。財源につきましては国庫支出金の減額調整でございます。

次に4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金2,000円の減額補正でございます。これにつきましても28年度前期高齢者の納付金の額が最終確定したことによる増額でございます。財源については歳入の前期高齢者交付金を充てるものでございます。

次に4ページに戻っていただきます。歳入です。歳入につきましては先ほども歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終了いたします。

日程第3、議案第3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議3—1です。議案第3号でございます。平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ301万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,790万2,000円とする補正でございます。

続きまして2ページ、3ページ「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして歳入歳出事項別明細書の歳出6ページをお開き下さい。歳出、2款分担金及び負担金、1項1目広域連合分賦金301万円の減額補正でございます。内容につきましては後期高齢者医療保険基盤安定負担金ですが、これにつきましては平成28年度後期高齢者医療保険料の軽減額が確定による精算で181万5,000円の減額でございます。

次に後期高齢者医療事務費負担金は平成27年度分の事務費の確定などによる精算で119万5,000円の減額でございます。財源につきましては一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

4ページに戻りまして歳入でございますが、歳入につきましては歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

赤城港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） ページ議4—1でございます。議案第4号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ635万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,782万3,000円とするものであります。

次のページ「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書につきましては歳出からご説明申し上げます。6ページをお開き願います。1款港湾機能施設運営費、1項1目港湾機能施設運営費635万5,000円の増額でござ

います。11節需用費の修繕料で公共中央1号上屋の電動シャッターの修繕でございます。海側の苫小牧側のシャッターが自動で下りなくなり手動で何とか下げましたが、現在は使用できない状況であります。設置から15年経過しており海から30メートルと近く、さびでシャッター本体が膨らんだのが原因でございます。現在のスチール製からさびないステンレス製のシャッターに更新する金額でございます。

4ページへお戻りください。歳入でございます。3款繰入金、1項1目他会計繰入金、一般会計繰入金635万5,000円の増額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

**○生活環境課長（山本康正君）** 議5—1をお開き下さい。議案第5号でございます。平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、総額を2,830万3,000円とするものでございます。

次のページ「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

6ページをお開き下さい。歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

2款基金積立金、2項基金積立金1目墓園造成事業基金積立金1万4,000円の増額でございます。これは本年3月に補正いただきました交債費の繰上げ償還などの原資として基金に積立させていただいた2,828万9,000円の利子が発生したものでございますので、それを今回墓園造成事業の基金に積立とするものでございます。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。4ページにお戻りください。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金こちらも1万4,000円の増額でございます。先ほど歳出で説明申し上げましたが積立金の利子が発生したものを財産収入として歳入で受けさせてもらうものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 平成28年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）の議案について



説明をお願いいたします。

工藤上下水道課長。

**○上下水道課長（工藤智寿君）** それでは議6—1をお開き下さい。議案第6号でございます。平成28年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、当初予算にて地方債等の購入で長期資金運用を行い利息収入を得ることとしておりましたが、昨今のマイナス金利の影響により予算編成時に比べ金利が大幅に下がり、予定していたほどの利息収入が見込めない状況であることから、運用予定であった資金の一部で長期債借入金の繰上げ償還を行い、次年度以降に発生する利子を押さえるため補正するものでございます。

次に補正内容についてご説明いたします。次のページ議6—3をお開き下さい。平成28年度白老町水道事業会計補正予算説明書をお開き下さい。資本的支出、1款2項1目企業債償還金において変更前の額9,946万3,000円に対し変更後の額1億3,616万5,000円、3,670万2,000円を増額し繰上げ償還に充てるものでございます。また、1款3項1目投資有価証券において変更前の額1億円に対し変更後の額6,000万円、4,000万円の減額とするものでございます。

議6—2、平成28年度白老町水道事業会計補正予算実施計画書については記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。以上で説明を終了させていただきます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を行います。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終了いたします。

日程第7、議案第7号 白老町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間農林水産課長。

**○農林水産課長（本間 力君）** それでは議7—1をお開き願います。全文朗読いたします。

議案第7号 白老町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について。

白老町農業委員会の委員の定数を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年12月9日提出。白老町長。

白老町農業委員会の委員の定数を定める条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項に基づき、白老町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の定数を定めるものとする。

（定数）

第2条 農業委員の定数は10人とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の場合においては、この条例の規定は適用せず、次項の規定による廃止前の白老町農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、なおその効力を有する。

(白老町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

3 白老町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年条例第5号）は、廃止する。

(白老町職員定数条例の一部改正)

4 白老町職員定数条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。第1条中「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項」を「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項」に改める。

続きまして議7-3をお開き下さい。議案説明でございます。白老町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選任方法が「公選制」から「議会の同意を要する市町村長による選任制」に改められ、農業委員の定数を政令で定める基準に従い、条例で定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

続きまして次のページでございますが、議案第7号の説明資料をお開き願います。白老町農業委員会の委員の定数に関する新旧比較でございます。改正前と改正後を記載させていただいておりますが、現行の白老町農業委員会の選挙による委員定数条例が法改正に伴い、条例で定めた選挙による定数が廃止され、すべての委員が議会同意を要する町長の任命制となり、白老町農業委員会の委員の定数条例を定める条例として制定するものであります。また、定数におきましては現行の選挙による農業委員数6名、選任委員4名、計10名を改正後も維持したいことから改正後の定数も10名と定めるものであります。先般11月28日の全員協議会にて改正内容を説明いたしました。今後の取り扱いといたしまして公募等による募集を行い、資料に記載しております①から③の法律に定める農業委員の任命要件を踏まえまして、平成29年7月までに新農業委員を任命するものであります。なお現農業委員におきましては改正後も任期満了となります平成29年7月19日まで現行法の適用となり効力を有するものであります。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもちまして議案第7号の議案説明を終了いたします。

日程第8、議案第8号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保税務課長。

**○税務課長（久保雅計君）** 議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。議8-1ページをお開き下さい。議案第8号でございます。白老町税条例等の一部改正する条例の制定についてご説明いたします。議8-6ページをお開き下さい。議案説明でございます。所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定を加えるべく所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第8号、9号の説明資料をごらん下さい。改正内容の前に経緯からご説明させていただきます。昨年11月26日に「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との取り決め、略称「日台民間租税取り決め」が署名されたことを受けて、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による非課税に関する法律」が外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に改められたことで、台湾との二重課税を排除する等の措置が講じられ、平成28年度の税制改正で所得税法の一部改正が行われたものであります。改正内容につきましては、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当金に係る個人住民税については申告等に基づく課税（税率3%）となるものであります。改正規定につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

議8-5ページをお開き下さい。附則でございます。（施行期日）1 この条例は、所得税法の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございますが、平成28年7月1日に公布されたこの施行期日を定める政令要綱において平成29年1月1日とされことから平成29年1月1日から施行されるものとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。11番、西田祐子議員。

**○11番（西田祐子）** この件で該当する白老町民の方はいらっしゃるのですか。そこだけ伺っておきます。

**○議長（山本浩平君）** 久保税務課長。

**○税務課長（久保雅計君）** 今の段階ではうちのほうでも押さえていないのですが、おそらく台湾の企業に対して投資された方ですので、そこから配当及び利子を得る方はかなり限られると思われまして。アメリカの企業に対して株を買って配当を得るといのは考えられると思うのですが、台湾という地域にございますのでかなり限定されるのではないかと思いますので、おそらく本町においては事例はほぼないのかと思われまして。以上です。

**○議長（山本浩平君）** ほか、質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

**○町民課長（畑田正明君）** それでは議9-1です。議案第9号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。条文の朗読については省略させていただきます、次ページの議9-2下段附則から議9-3の附則のみ朗読させていただきます。附則。

（施行期日）

この条例は、所得税法の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

第2項、この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等、若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等、または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等、若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

続きまして議9-4をお開き下さい。議案説明でございます。所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を加えるべく所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては先ほど議案第8号の税条例一部改正の条例で順次まして、分離課税される特例適用利子及び配当を国民健康保険税所得割の算定及び軽減の判定にもちいる総所得に含めるための改正でございます。

次に議9-4から議9-6までの新旧の対照表でございます。これにつきましても先ほど議案で説明したように、国民健康保険税の所得税の算定、あるいは軽減判定に用いる総所得に含めるため附則の第10項及び11項を改たな規定として加えるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

下河健康福祉課長。

**○健康福祉課長（下河勇生君）** 議10-1をお開き下さい。議案第10号についてご説明いたします。議案内容は白老町立特別養護法人ホーム寿幸園の指定管理者の指定についてでございます。現在所在地白老町東町4丁目6番8号の白老町立特別養護老人ホーム寿幸園は指定管理により管理運営しておりますが、指定管理期間が平成29年3月31日で終了することから、平成29年4月1日以降も引き続き指定管理により運営を行うための提案でございます。

次のページをお開き下さい。議案説明でございます。白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者として、社会福祉法人天寿会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、1団体（社会福祉法人天寿会）からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において審議をした結果、現指定管理者である社会福祉法人天寿会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。なお指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

次のページ以降に参考資料としまして、指定管理候補者である社会福祉法人天寿会の概要について掲載しております。内容につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第11号 白老町体育施設の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長（武永 真君）** 議11-1をお開き下さい。議案第11号 白老町体育施設の指定管理者の指定についてでございます。現在白老町総合体育館、白老桜ヶ丘公園町営野球場、白老桜ヶ丘公園陸上競技場を始め9つの体育施設は指定管理により管理運営しておりますが、指定管理期間が平成29年3月31日をもって終了することから、平成29年4月1日以降も引き続き指定管理により運営を行うためのご提案でございます。

次のページをお開き下さい。議11-2議案説明です。白老町体育施設の指定管理者として白老郡白老町本町1丁目1番2号、一般財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。本件、指定管理者の

候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者指定手続等に関する条例に基づき、町広報誌及びホームページにより公募したところ、1団体（一般財団法人白老町体育協会）からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において審議した結果、現指定管理者である一般財団法人白老町体育協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認められ、指定管理者の候補者として選定したものであります。なお指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

次のページに参考資料としまして指定管理者候補者の一般財団法人白老町体育協会についての概要を掲載しております。内容につきましては記載のとおりですので説明は省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第11号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第12号 白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長（武永 真君）** 議12-1をお開き下さい。議案第12号 白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者の指定についてでございます。現在白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場は指定管理により管理運営しておりますが、指定管理期間が平成29年3月31日をもって終了することから、平成29年4月1日以降も引き続き指定管理により運営を行うためのご提案であります。

次のページをお開き下さい。議12-2議案説明です。白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者として、白老郡白老町本町1丁目1番2号一般財団法人白老町体育協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公募をしたところ、2団体からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において、採点方式による審査を行い、審議をした結果、現指定管理者である一般財団法人白老町体育協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

次のページに参考資料としまして、指定管理者候補者の一般財団法人白老町体育協会についての概要を掲載しております。内容につきましては記載のとおりですので説明は省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の議案説明を終了いたします。

日程第13、議案第13号 白老町民温水プールの指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 議13-1をお開き下さい。議案第13号 白老町民温水プールの指定管理者の指定についてでございます。現在白老町民温水プールは指定管理により管理運営しておりますが、指定管理期間が平成29年3月31日をもって終了することから、平成29年4月1日以降も引き続き指定管理により運営を行うためのご提案でございます。

次のページ議13-2議案説明です。補足を加えながら説明をさせていただきます。白老町民温水プールの指定管理者として、苫小牧市豊川町2丁目1番2号、都市総合開発株式会社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

本件、指定管理者の候補者の選定のため、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公募をしたところ、4団体からの応募があり、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において、採点方式による審査を行い、審議をした結果、現指定管理者である都市総合開発株式会社が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。なお指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

次のページに参考資料といたしまして、指定管理者候補者の都市総合開発株式会社についての概要を掲載しております。内容につきましては記載のとおりですので説明は省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。12号と13号が複数の指定管理の応募があったということですけど、公募者選定委員会における審議経過、なぜ、ここが選ばれたのか理解できるような資料を出していただきたいと思います。定例会の議案が出る前に資料を提出していただきたいという要求でございます。

○議長（山本浩平君） この件に関しまして、よろしいでしょうか。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 現状ではホームページで選定した広報者の結果、どこがというのは公表させてもらっています。今のお話というのは選定の理由ですとか、採点の結果ということだと思いますが、結果については実は内部の検討も行っていて、どこまで公表するかと

いうことをさまざまな事業者がある中で全て公開することが事業活動上の情報も含めてそれは検討が必要だということもあるものですから、それは検討の上で判断をさせていただいて項目について資料を提出させていただきたいと思います。開議の前までには用意はさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員よろしいでしょうか。

○8番（大淵紀夫君） よろしいです。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の議案説明を終了いたします。

日程第14、議案第14号 財産の無償譲渡についての議案について、説明をお願いいたします。森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 議14-1をお開き願います。議案第14号 財産の無償譲渡についてでございます。本件につきましては11月28日の産業厚生常任委員会協議会においてご説明させていただいたところでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1 無償譲渡する財産でございますが種類土地、所在地白老郡白老町字石山323番12、台帳地目雑種地、地積3,548平方メートルでございます。

次に譲渡の相手方でございます。兵庫県神戸市灘区都通3丁目3番16号、ケンコーマヨネーズ株式会社、代表取締役 炭井孝志。なお委員会協議会におきまして会社の所在地を東京の住所でご説明させていただいていたのですが、正確には今回の兵庫県になります。

次に譲渡年月日でございますが平成28年12月20日。

次のページ議案説明でございます。朗読させていただきます。財産の無償譲渡について。ケンコーマヨネーズ株式会社は、平成2年8月に石山工業団地用地を取得後、株式会社ダイエットクック白老、ライラックフーズ株式会社の子会社を設立し、製造工場を建設、操業をされ、町内の雇用や地域経済の発展に寄与されているところであります。

このたび、株式会社ダイエットクック白老において、生産規模の拡大を図るため新工場の建設構想が示されたことから、建設予定地内にある一部町有地を平成2年7月31日締結の覚書に基づき、無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものでございます。

次のページに図面を添付させていただいておりますのでごらん願います。台形状に黒く塗りつぶしている箇所が今回の対象地でございます。こちらの土地につきましては平成2年当時旧建設省の河川敷地として未造成の土地であったことから、白老町の所有となったときに無償譲渡することとして覚書において定めていたものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第14号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の議案説明を終わります。

日程第15、議案第15号 東胆振広域圏振興協議会の廃止についての議案について説明をお願いいたします。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 議15-1 ページをお開き下さい。議案第15号でございます。東胆振広域圏振興協議会の廃止についてご説明いたします。

次のページ議15-2をお開き下さい。議案説明でございます。東胆振広域圏振興協議会は、本町を含む胆振東部各市町により、東胆振広域圏に係る総合的な計画策定及びこれに基づく施策の推進並びに地域の振興整備に関する連絡調整を行うことを目的に昭和47年に設立されたものであるが、平成20年度をもって国の「広域行政圏計画策定要綱」が廃止されたこと、また、定住自立圏による連携事業により広域連携による施策の推進を行っていることから、本協議会において当初の役割を終えたものとして廃止についての合意がなされたため、地方自治法第252条の6の規定に基づき、本協議会の廃止について議会の議決を求めるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第15号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第15号の議案説明を終わります。

日程第16、議案第16号 定住市立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についての議案について説明をお願いいたします。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 議16-1をお開き下さい。議案第16号でございます。定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてご説明いたします。

議16-3をお開き下さい。議案説明でございます。定住自立圏形成協定は、平成27年3月24日に苫小牧市との間で締結し、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った苫小牧市と本町を含む東胆振4町が、広域的な連携を図りながら施策を推進するものでありますが、定住圏自立圏構想の推進におきまして、障がい者等の地域生活支援事業の実施に係る項目を新たに追加することから、当該協定の一部を変更する協定を締結するにあたり、白老町議会会議規則第7条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議16-4をお開き下さい。協定書の別表第1福祉の部分の新旧対照表でございますけど、変更前の高齢者等の見守りSOSネットワークの次に障がい者等の地域生活支援事業の実施の項目を新たに追加するものでございます。取り組みの内容といたしましては、障がい者等の地域生活支援の機能を強化するため地域生活支援拠点を整備・運営するものであります。甲の苫小牧市の役割といたしましては、乙の本町の委託を受けまして地域生活支援拠点の整備・運営を

行うとともに、白老町がその状況を把握し評価を行えるよう情報提供を行うものでございます。また本町の役割といたしましては、苫小牧市に支援拠点の整備・運営委託するとともに情報を把握、評価を行うということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君）　ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第16号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって議案第16号の議案説明を終了いたします。

日程第17、第18、諮問第1号及び諮問第2号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

この2議案は、人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配布される議案でございます。よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知おき願いたいと思います。

日程第19、報告第1号　専決処分の報告についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君）　報告第1号の専決処分の報告でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したものでございます。同条第2項の規定により報告するものでございます。記につきましては、議会会議条例の専決処分の規定でございますので朗読を省略させていただきます。

次のページをお開き下さい。専決処分書です。平成28年11月29日づけで専決処分したものでございます。損害賠償の額は4万6,718円。損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

次のページです。説明でございます。事故の発生状況です。日時は平成27年10月1日木曜日午後2時45分頃。場所は末広町末広公園内であります。当事者は（甲）（乙）記載のとおりでございます。状況であります。末広公園で遊んでいた（乙）の子どもが樹木の切り株につまづいて転倒し近くにあった他の切り株に頭部をぶつけた事故でございます。被害の程度は額部分を切り、腫れるというけがをしたものであります。損害賠償額は（甲）が管理する公園において、突起した切り株が周辺の芝と見分けにくい状況にあったことが原因で発生したものであることから、通院費等4万6,718円を支払うことで示談するものであります。なお損害賠償額は全額保険により補てんされるものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君）　ただいま議案の説明が終わりました。

これより報告1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君）　現在の切り株の状況についてそのままになっているのかどうか。

○議長（山本浩平君）　竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君）　切り株の関係ですけれども、この事故があってからこの公園もそ

うですけど公園全部を点検しまして切り株につきましては、全部処分したということでありま  
す。切り株と根を取りました。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午後 0時02分）